

中小企業振興条例研究（第2回）

平成23年7月29日（水） 大津合同庁舎7-B会議室にて、立命館大学と滋賀県との連携による「中小企業振興条例研究」の第2回共同研究会を開催しました。

今回から一般公開とし、行政や経済団体等職員の他に一般の方を含めて45名の参加がありました。

今回は、『中小企業政策と「中小企業憲章」』と題して、横浜国立大学大学院環境情報研究院の三井逸友教授から講演をいただいたうえ、質疑応答・意見交換を行いました。

三井教授は、昨年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」策定にあたって設置された「中小企業憲章に関する研究会」の委員を務められました。そして、EU（欧州連合）の中小企業政策を研究されています。

以下、講演を抜粋してご紹介します。

はじめに - 世界の中の中小企業論と中小企業政策

世界において、経済は否応なくどんどんグローバル化している。グローバル化をいい意味で活かすために、中小企業というものは世界共通の重要な存在であり、これに対して積極的に政策を行っていくことが、世界共通の政策的なテーマになっているということ、改めて認識してもらいたい。

中小企業政策に関して、日本はもともとトップランナーだった。中小企業政策というのがこんなに長い歴史を誇っているのは、日本とアメリカだけである。しかし、気がついたら、いつの間にか世界の流れから1周遅れになってしまったのではないかとわざわざを言えない。

EUの中小企業政策

現代のヨーロッパで、中小企業への関心、その政策を進めようという気運が高まったのは、1980年代以降。かつて、70年代のオイルショック以降、ヨーロッパの経済というのはつまずいたままだった。特に、大きなダメージが及んだのが失業問題。これに対する期待として、中小企業に目が向いた。それに加えて、1985年に、当時のEC加盟国の間で、92年、市場統合ということで合意した。ヨーロッパを一つのマーケットにまとめて、その力で台頭しつつあるアジアやアメリカに対抗しようと考えた。

2000年、EUで、「ヨーロッパ小企業憲章」が承認された「小企業は、欧州経済のバックボーンである。雇用の源であり、ビジネスアイデアを育てる大地である。」と高らかに宣言している。以後、毎年、憲章の検証をしている。「憲章で掲げた具体的な課題をどうやって実行しているのか、どこが難しいのか」ということを、EUの中で検証しようと、レポートを出し、会議をしている。さらにそれを強化して、2008年「欧州小企業議定書（SBA）」に発展を遂げた。

「欧州小企業議定書」のサブタイトルでもある「Think small first」（小企業を第1に）が、90年代以降、特に2000年代に、EUの中小企業政策の中で非常に重要な存在になっている。「Listening to small business」（小企業の声に耳を傾けよ）は、当事者が抱える問題、悩みに耳を傾けることによって、本当に実行ある政策ができるじゃないかという考え方。

「Think small first」と「Listening to small business」が、今、ヨーロッパのありとあらゆるところで使われる概念。日本の経済産業省、中小企業庁が行うようなことが中小企業政策ではない。あらゆるルール、あらゆる政策に対して、この概念で、横断的に見ていきましょう、チェックもしましょう、ということになっている。

日本の中小企業政策

最初の中小企業政策のスタートは、明治中頃。その後、第二次大戦後の復興とともに、日本の中小企業の近代化という政策が積極的に進められた。その一つの頂点を示すものが、1963年の中小企業基本法の制定。近代化を図ることによって、中小企業に働く人々の賃金、労働条件の格差が解消され、中小企業の不利というものが是正、補正されてきた。近代化はある意味、一つの成功である。60年代から70年代、80年代にかけて、産業構造はどんどん高度化し、自動車産業を筆頭として、膨大な数の裾野をなすような中

小企業が形成された。しかし、残念ながら、そういう時代は終わってしまった。80年代以降、日本の経済が、バブル経済やバブル崩壊という大変な問題を抱えてきた。そして、今から12年前の1999年、中小企業基本法が全面改正された。その全面改定の中身というものが、近代化という今までの路線はおしまいだ、独立した中小企業の経営努力を国は側面支援をしてあげるんだ、というもの。それはカッコいいように聞こえるが、独立した中小企業の経営努力といっても、それができない、バブル崩壊の痛手をたくさん被った、多くの中小企業にとっては、それは救う道ではないという面がある。高度成長の時は、日本の中小企業はどんどん増えていった。今や、逆に、中小企業はどんどん数が減っている。世界の先進国、発展途上国含めて、中小企業の数が減っているのはほとんどない。これはぜひ記憶していただきたい。

日本の「中小企業憲章」制定へ

昨年、前半、中小企業憲章に関する研究会が組織された。私も委員として携わってきた中で、結構よかったと思うのが、いろんな中小企業団体の代表の方が政策的に意見を述べ、また、実際の企業経営者の方等、いろんな方が出てきて、自分たちの状況や課題、希望といったものを具体的に説明されたこと。

閣議決定された憲章は、できた結果から言うと、なかなか格調が高く、よい文章じゃないかというふうになった。「中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。…」これだけ持ち上げられても、現実には制約があり、変化に弱い、困難がある。大企業優位的な考え方も蔓延している。しかし、こういった考え方は、今の時代には合わない。新しい時代は、むしろ中小企業の可能性を積極的に活かす時代であるということを目指している。私は、1周遅れだった前の現状から改めて考え、世界の流れに日本がようやく乗っかってきたと思う。

私は、大学において、中小企業に関する講義科目というのを延べで30年以上やってきた。30年以上やってきて、何も変わらないことが1つある。日本の企業の99.7%は中小企業で、そこで、一般に働く人の70%以上が従事者だ、等々の話をすると、学生のほとんどが、「知らなかった、びっくりする」と答える。なぜ、学生が毎年毎年同じことを言うのかといたら、要するに、その前の教育、中学や高校の教育がおかしい。そういうところで中小企業のことを何も教わらない。世の中では、マスコミ等々の影響があって、大企業がすべてであるかのようなそういう価値観がみんな醸成されている。そういうことを変えていくことも、中小企業憲章を作ったことの重要な意味でもある。

これからの課題

憲章はあくまでスタートライン。この憲章の考え方をどれだけ、今後の国の政策の中で実行するのが本来。結局、中小企業庁の政策がベースではだめ。総合横断的に中小企業の立場で、「Think small first」の考え方を取り込んでいるということが問題。私としては、この憲章を一つの展開としながら、これからの具体的課題として、中身をどれだけ、国レベルだけじゃなくて、地域のレベルで実行、実践するのかわりということだと思っている。

地方分権化の中で、また地域の実態に合わせた政策の必要性から、国全体の大きな憲章の枠組みに対して、それをもっと地域の中で具体化、実践するというのが、地方の中小企業振興条例であり、地方行政の果たすべき役割だろうと思う。



三井 逸友 教授



研究会の様子